

# 名古屋外国語大学教学マネジメント推進室規程

2020年2月18日規程第2号

## (設置)

第1条 名古屋外国語大学（以下「本学」という。）における、より望ましい教学マネジメントの確立に資するため、学長の下に名古屋外国語大学教学マネジメント推進室（以下「推進室」という。）を置く。

## (任務)

第2条 推進室は、教学マネジメントに関わる基礎的な調査研究や講ずべき施策の提案、及び学長からの特命事項を担当することを主な任務とする。

## (業務)

第3条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 教学マネジメントに関わる基礎的な調査研究及び施策に関すること
- 二 教育改革に関わる基本的事項に関すること
- 三 アクシンプラン（以下「WF P」と略す。）の推進に関すること
- 四 その他学長特命事項に関すること

## (室長)

第4条 推進室に室長を置く。

- 2 室長は、本学の教授及び准教授のうちから学長が指名した教員をもって充てる。
- 3 室長は、推進室の業務を掌理する。
- 4 室長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (副室長)

第5条 推進室に副室長を置くことができる。

- 2 副室長は、次条第1項の室員のうちから学長が室長（室長予定者を含む。）の意見を聴いて指名する。
- 3 副室長は、室長の業務を補佐する。
- 4 副室長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (室員)

第6条 推進室に室員を必要数置く。

- 2 室員は、本学の教員のうちから学長が委嘱する。
- 3 室員は、室長の指示に従い、室の業務に従事する。
- 4 室員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (組織)

第7条 推進室に次の部門を置く。

- 一 教学マネジメント部門
  - 二 教育改革構想部門
  - 三 WF P 推進部門
  - 四 学長が前3号の部門以外に特に必要があると認めて置く部門
- 2 部門に部門長を置く。
  - 3 部門に必要な応じて部門長補佐を置くことができる。

- 4 部門長，部門長補佐及び各部門に属する室員は，学長が室長（室長予定者を含む。）の意見を聴いて指名する。
- 5 各部門の具体的な業務その他必要な事項は，学長がこれを定める。

（意見等の聴取）

- 第8条 室長が必要と認めたときは，副室長及び室員以外の者に対し，その意見及び実情を聴くことができる。
- 2 法人事務局長は，学長の承認を得て，推進室に対し，検討状況の報告を求め，及び意見を述べるることができる。

（資料の提出等の協力）

- 第9条 推進室は，必要があると認めるときは，本学の各部局又は関係者に対し，資料の提出，説明，意見の表示その他必要な協力を求めることができる。

（企画調査課との連携）

- 第10条 推進室と法人企画調査課は，相互に連携を図り，必要な情報の収集及び分析，資料の作成などを共同して遂行することができる。

（事務）

- 第11条 推進室に事務担当者を置く。

（細則）

- 第12条 この規程に定めるもののほか，推進室（部門を含む。）の運営に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は，2020年4月1日から施行する。
- 2 名古屋外国語大学教育改革推進室規程（2015年3月17日規程第10号）は，廃止する。